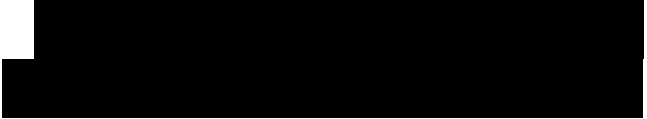
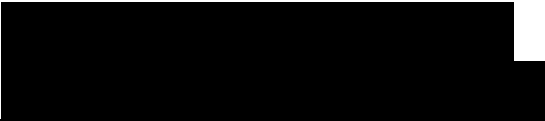




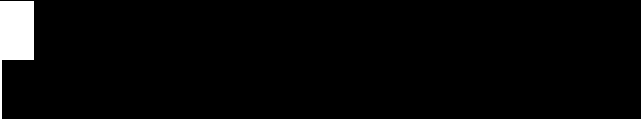
火災予防・防災管理上の命令を受けている違反対象物

1	防火対象物又は危険物の製造所，貯蔵所若しくは取扱所の名称及び所在地	ミナエンタウン南ビルのうち 神戸市兵庫区新開地 1 丁目 87 番 1 の 17 部分 及び共用部分
	命令を受けた者の氏名又は名称	龔 文君
	命令の内容	<p>1 [REDACTED]</p> <p>2 令和 3 年 6 月 8 日までに，上記対象物に設置されているスプリンクラー設備を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう改修すること。</p> <p>3 令和 3 年 4 月 9 日までに，上記対象物にガス漏れ火災警報設備を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう設置すること。</p> <p>4 令和 3 年 6 月 8 日までに，上記対象物に総合操作盤を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう設置すること。</p>
2	防火対象物又は危険物の製造所，貯蔵所若しくは取扱所の名称及び所在地	ミナエンタウン南ビルのうち 神戸市兵庫区新開地 1 丁目 87 番 1 の 28 部分 及び共用部分
	命令を受けた者の氏名又は名称	清水 秀雄
	命令の内容	<p>1 [REDACTED]</p> <p>2 令和 3 年 6 月 8 日までに，上記対象物に設置されているスプリンクラー設備を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう改修す</p>

		<p>ること。</p> <p>3 令和3年4月9日までに、上記対象物にガス漏れ火災警報設備を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう設置すること。</p> <p>4 令和3年6月8日までに、上記対象物に総合操作盤を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう設置すること。</p>
3	防火対象物又は危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所の名称及び所在地	<p>ミナエンタウン南ビルのうち 神戸市兵庫区新開地1丁目87番1の15部分 及び共用部分</p>
	命令を受けた者の氏名又は名称	<p>松本 唯義 相続放棄者 松本 フジ子 同 相続放棄者 松本 晋司 同 相続放棄者 松本 晃 同 相続放棄者 八田 朋子</p>
	命令の内容	<p>1 </p> <p>2 令和3年6月8日までに、上記対象物に設置されているスプリンクラー設備を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう改修すること。</p> <p>3 令和3年4月9日までに、上記対象物にガス漏れ火災警報設備を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう設置すること。</p> <p>4 令和3年6月8日までに、上記対象物に総合操作盤を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう設置すること。</p>
4	防火対象物又は危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所の名称及び所在地	<p>ミナエンタウン南ビルのうち 神戸市兵庫区新開地1丁目87番1の29部分 及び共用部分</p>


	<p>命令を受けた者の氏名又は名称</p>	<p>伊藤雄二 法定相続人 伊藤 弘子  </p>
	<p>命令の内容</p>	<p>1 </p> <p>2 令和3年6月8日までに、上記対象物に設置されているスプリンクラー設備を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう改修すること。</p> <p>3 令和3年4月9日までに、上記対象物にガス漏れ火災警報設備を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう設置すること。</p> <p>4 令和3年6月8日までに、上記対象物に総合操作盤を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう設置すること。</p>
<p>5</p>	<p>防火対象物又は危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所の名称及び所在地</p>	<p>ミナエタウン南ビルのうち  神戸市兵庫区新開地1丁目87番1の16部分及び共用部分</p>
	<p>命令を受けた者の氏名又は名称</p>	<p>原谷 里奈</p>
	<p>命令の内容</p>	<p>1 </p> <p>2 令和3年6月8日までに、上記対象物に設置されているスプリンクラー設備を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう改修すること。</p> <p>3 令和3年4月9日までに、上記対象物にガス漏れ火災警報設備を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう設置すること。</p>

		4 令和3年6月8日までに、上記対象物に総合操作盤を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう設置すること。
6	防火対象物又は危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所の名称及び所在地	ミナエタウン南ビルのうち 神戸市兵庫区新開地1丁目87番1の13部分及び共用部分
	命令を受けた者の氏名又は名称	大谷 勝
	命令の内容	1 [REDACTED] 2 令和3年6月8日までに、上記対象物に設置されているスプリンクラー設備を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう改修すること。 3 令和3年4月9日までに、上記対象物にガス漏れ火災警報設備を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう設置すること。 4 令和3年6月8日までに、上記対象物に総合操作盤を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう設置すること。
7	防火対象物又は危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所の名称及び所在地	ミナエタウン南ビルのうち 神戸市兵庫区新開地1丁目87番1の11部分及び共用部分
	命令を受けた者の氏名又は名称	佐藤 陽介
	命令の内容	1 [REDACTED] 2 令和3年6月8日までに、上記対象物に設置されているスプリンクラー設備を消防法令

		<p>で定める技術上の基準に適合するよう改修すること。</p> <p>3 令和3年4月9日までに、上記対象物にガス漏れ火災警報設備を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう設置すること。</p> <p>4 令和3年6月8日までに、上記対象物に総合操作盤を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう設置すること。</p>
8	防火対象物又は危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所の名称及び所在地	<p>ミナエタウン南ビルのうち 神戸市兵庫区新開地1丁目87番1の21部分 及び共用部分</p>
	命令を受けた者の氏名又は名称	山本 福男
	命令の内容	<p>1 </p> <p>2 令和3年6月8日までに、上記対象物に設置されているスプリンクラー設備を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう改修すること。</p> <p>3 令和3年4月9日までに、上記対象物にガス漏れ火災警報設備を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう設置すること。</p> <p>4 令和3年6月8日までに、上記対象物に総合操作盤を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう設置すること。</p>
9	防火対象物又は危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所の名称及び所在地	<p>ミナエタウン南ビルのうち 神戸市兵庫区新開地1丁目87番1の12部分 及び共用部分</p>


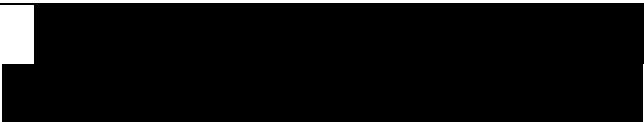
	<p>命令を受けた者の氏名又は名称</p>	<p>福田 成古 相続人代表 福田 景一</p>
	<p>命令の内容</p>	<p>1 [REDACTED]</p> <p>2 令和3年6月8日までに、上記対象物に設置されているスプリンクラー設備を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう改修すること。</p> <p>3 令和3年4月9日までに、上記対象物にガス漏れ火災警報設備を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう設置すること。</p> <p>4 令和3年6月8日までに、上記対象物に総合操作盤を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう設置すること。</p>
<p>10</p>	<p>防火対象物又は危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所の名称及び所在地</p>	<p>ミナエンタウン南ビルのうち 神戸市兵庫区新開地1丁目87番1の6部分及び共用部分</p>
	<p>命令を受けた者の氏名又は名称</p>	<p>有限会社甲南地産 取締役 吉富 誠</p>
	<p>命令の内容</p>	<p>1 [REDACTED]</p> <p>2 令和3年6月8日までに、上記対象物に設置されているスプリンクラー設備を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう改修すること。</p> <p>3 令和3年4月9日までに、上記対象物にガス漏れ火災警報設備を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう設置すること。</p> <p>4 令和3年6月8日までに、上記対象物に総</p>

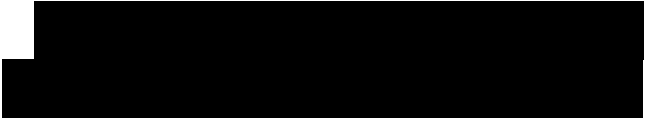
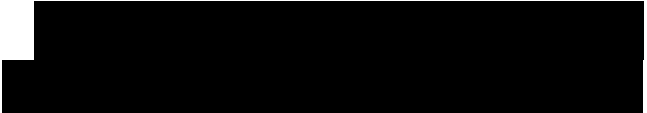
		合操作盤を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう設置すること。
11	防火対象物又は危険物の製造所，貯蔵所若しくは取扱所の名称及び所在地	ミナエタウン南ビルのうち 神戸市兵庫区新開地1丁目87番1の27部分及び共用部分
	命令を受けた者の氏名又は名称	刘 娜
	命令の内容	<p>1 [REDACTED]</p> <p>2 令和3年6月8日までに，上記対象物に設置されているスプリンクラー設備を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう改修すること。</p> <p>3 令和3年4月9日までに，上記対象物にガス漏れ火災警報設備を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう設置すること。</p> <p>4 令和3年6月8日までに，上記対象物に総合操作盤を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう設置すること。</p>
12	防火対象物又は危険物の製造所，貯蔵所若しくは取扱所の名称及び所在地	ミナエタウン南ビルのうち 神戸市兵庫区新開地1丁目87番1の25及び1の26部分並びに共用部分
	命令を受けた者の氏名又は名称	有限会社ケイ・アイ・ホールディング 代表取締役 松岡 正美
	命令の内容	<p>1 [REDACTED]</p> <p>2 令和3年6月8日までに，上記対象物に設置されているスプリンクラー設備を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう改修す</p>

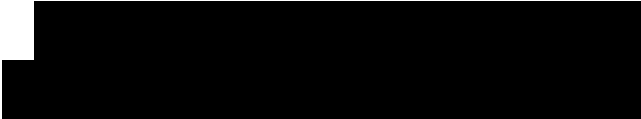
		<p>ること。</p> <p>3 令和3年4月9日までに、上記対象物にガス漏れ火災警報設備を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう設置すること。</p> <p>4 令和3年6月8日までに、上記対象物に総合操作盤を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう設置すること。</p>
13	防火対象物又は危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所の名称及び所在地	<p>ミナエタウン南ビルのうち 神戸市兵庫区新開地1丁目87番1の23部分 及び共用部分</p>
	命令を受けた者の氏名又は名称	寺田 瑛司
	命令の内容	<p>1 </p> <p>2 令和3年6月8日までに、上記対象物に設置されているスプリンクラー設備を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう改修すること。</p> <p>3 令和3年4月9日までに、上記対象物にガス漏れ火災警報設備を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう設置すること。</p> <p>4 令和3年6月8日までに、上記対象物に総合操作盤を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう設置すること。</p>
14	防火対象物又は危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所の名称及び所在地	<p>ミナエタウン南ビルのうち 神戸市兵庫区新開地1丁目87番1の22部分 及び共用部分</p>
	命令を受けた者の氏名又は名称	金 豊彦

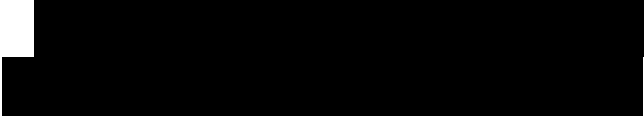
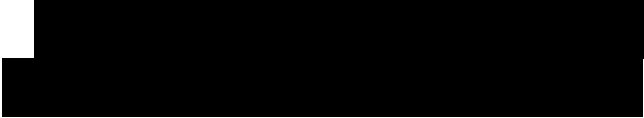


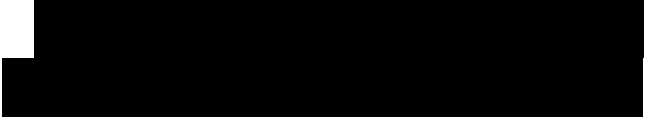
	命令の内容	<p>1 [REDACTED]</p> <p>2 令和3年6月8日までに、上記対象物に設置されているスプリンクラー設備を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう改修すること。</p> <p>3 令和3年4月9日までに、上記対象物にガス漏れ火災警報設備を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう設置すること。</p> <p>4 令和3年6月8日までに、上記対象物に総合操作盤を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう設置すること。</p>
15	防火対象物又は危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所の名称及び所在地	<p>ミナエタウン南ビルのうち 神戸市兵庫区新開地1丁目87番1の18、1の19、1の20及び1の24部分並びに共用部分</p>
	命令を受けた者の氏名又は名称	<p>有限会社ミュウ 代表取締役 川崎 幸枝</p>
	命令の内容	<p>1 [REDACTED]</p> <p>2 令和3年6月8日までに、上記対象物に設置されているスプリンクラー設備を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう改修すること。</p> <p>3 令和3年4月9日までに、上記対象物にガス漏れ火災警報設備を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう設置すること。</p> <p>4 令和3年6月8日までに、上記対象物に総合操作盤を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう設置すること。</p>

16	防火対象物又は危険物の製造所，貯蔵所若しくは取扱所の名称及び所在地	ミナエタウン南ビルのうち 神戸市兵庫区新開地1丁目87番1の10部分 及び共用部分
	命令を受けた者の氏名又は名称	糸原 恵
	命令の内容	<p>1 </p> <p>2 令和3年6月8日までに，上記対象物に設置されているスプリンクラー設備を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう改修すること。</p> <p>3 令和3年4月9日までに，上記対象物にガス漏れ火災警報設備を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう設置すること。</p> <p>4 令和3年6月8日までに，上記対象物に総合操作盤を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう設置すること。</p>
17	防火対象物又は危険物の製造所，貯蔵所若しくは取扱所の名称及び所在地	ミナエタウン南ビルのうち 神戸市兵庫区新開地1丁目87番1の8及び 1の9部分並びに共用部分
	命令を受けた者の氏名又は名称	西村 光治
	命令の内容	<p>1 </p> <p>2 令和3年6月8日までに，上記対象物に設置されているスプリンクラー設備を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう改修すること。</p> <p>3 令和3年4月9日までに，上記対象物にガ</p>

		<p>ス漏れ火災警報設備を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう設置すること。</p> <p>4 令和3年6月8日までに、上記対象物に総合操作盤を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう設置すること。</p>
18	防火対象物又は危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所の名称及び所在地	<p>ミナエタウン南ビルのうち 神戸市兵庫区新開地1丁目87番1の7部分及び共用部分</p>
	命令を受けた者の氏名又は名称	<p>城戸 美恵子</p>
	命令の内容	<p>1 </p> <p>2 令和3年6月8日までに、上記対象物に設置されているスプリンクラー設備を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう改修すること。</p> <p>3 令和3年4月9日までに、上記対象物にガス漏れ火災警報設備を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう設置すること。</p> <p>4 令和3年6月8日までに、上記対象物に総合操作盤を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう設置すること。</p>
19	防火対象物又は危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所の名称及び所在地	<p>ミナエタウン南ビルのうち 神戸市兵庫区新開地1丁目87番1の4及び1の5部分並びに共用部分</p>
	命令を受けた者の氏名又は名称	<p>有限会社南理容チェーン 代表取締役 南 富久</p>
	命令の内容	<p>1 </p>

		<p>2 令和3年6月8日までに、上記対象物に設置されているスプリンクラー設備を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう改修すること。</p> <p>3 令和3年4月9日までに、上記対象物にガス漏れ火災警報設備を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう設置すること。</p> <p>4 令和3年6月8日までに、上記対象物に総合操作盤を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう設置すること。</p>
20	防火対象物又は危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所の名称及び所在地	<p>ミナエンタウン南ビルのうち 神戸市兵庫区新開地1丁目87番1の3部分及び共用部分</p>
	命令を受けた者の氏名又は名称	<p>萩島 由忠</p>
	命令の内容	<p>1 </p> <p>2 令和3年6月8日までに、上記対象物に設置されているスプリンクラー設備を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう改修すること。</p> <p>3 令和3年4月9日までに、上記対象物にガス漏れ火災警報設備を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう設置すること。</p> <p>4 令和3年6月8日までに、上記対象物に総合操作盤を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう設置すること。</p>
21	防火対象物又は危険物の製造所、貯蔵所若しくは	<p>ミナエンタウン南ビルのうち 神戸市兵庫区新開地1丁目87番1の2部分</p>

	<p>取扱所の名称及び所在地</p>	<p>及び共用部分</p>
	<p>命令を受けた者の氏名又は名称</p>	<p>李 永花</p>
	<p>命令の内容</p>	<p>1 </p> <p>2 令和3年6月8日までに、上記対象物に設置されているスプリンクラー設備を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう改修すること。</p> <p>3 令和3年4月9日までに、上記対象物にガス漏れ火災警報設備を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう設置すること。</p> <p>4 令和3年6月8日までに、上記対象物に総合操作盤を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう設置すること。</p>
<p>22</p>	<p>防火対象物又は危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所の名称及び所在地</p>	<p>ミナエンタウン南ビルのうち 神戸市兵庫区新開地1丁目87番1の14部分 及び共用部分</p>
	<p>命令を受けた者の氏名又は名称</p>	<p>龔 麗君</p>
	<p>命令の内容</p>	<p>1 </p> <p>2 令和3年6月8日までに、上記対象物に設置されているスプリンクラー設備を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう改修すること。</p> <p>3 令和3年4月9日までに、上記対象物にガス漏れ火災警報設備を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう設置すること。</p>

		4 令和3年6月8日までに、上記対象物に総合操作盤を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう設置すること。
23	防火対象物又は危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所の名称及び所在地	ミナエンタウン南ビルのうち 神戸市兵庫区新開地1丁目87番1の1部分及び共用部分
	命令を受けた者の氏名又は名称	神戸興業株式会社 代表取締役 小山 岳志
	命令の内容	1  2 令和3年6月8日までに、上記対象物に設置されているスプリンクラー設備を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう改修すること 3 令和3年4月9日までに、上記対象物にガス漏れ火災警報設備を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう設置すること。 4 令和3年6月8日までに、上記対象物に総合操作盤を消防法令で定める技術上の基準に適合するよう設置すること。